

○ふじみ野市立公民館条例

平成17年10月1日

条例第69号

改正 平成18年3月30日条例第35号

平成19年12月12日条例第26号

平成20年3月31日条例第20号

平成24年3月23日条例第14号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、法第21条第1項の規定に基づき公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 公民館は、ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

(職員)

第4条 公民館に館長、分館長、主事その他必要な職員を置く。

(平19条例26・一部改正)

(利用の許可)

第5条 公民館の施設等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公民館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他公民館の設置目的に反すると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、その利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の条件の変更、利用の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わ

ない。

(損害の補償)

第8条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由によりその利用中に建物若しくは設備、備品等を損傷又は亡失したときは、その損害を補償しなければならない。ただし、教育委員会が当該行為に特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 公民館の利用許可を受けたものは、許可と同時に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額及び免除)

第10条 教育委員会は、利用者が公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合においては、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。

(公民館運営審議会)

第12条 法第29条第1項の規定に基づき、ふじみ野市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) ふじみ野市立学校設置条例（平成17年ふじみ野市条例第59号）第2条に規定する小学校及び中学校の学校長

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体の代表者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げるもののほか、家庭教育の向上に資する活動を行う者として教育委員会が認める者

3 審議会の委員の定数は15人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は残任期間とする。

(平24条例14・一部改正)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の上福岡市公民館条例(昭和54年上福岡市条例第6号)又は大井町公民館設置及び管理に関する条例(昭和47年大井町条例第9号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年条例第35号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平18条例35・平19条例26・平20条例20・平24条例14・一部改正)

名称	位置
ふじみ野市立大井中央公民館	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号
ふじみ野市立上福岡公民館	ふじみ野市福岡一丁目1番8号
ふじみ野市立上福岡西公民館	ふじみ野市上福岡五丁目2番12号
ふじみ野市立上福岡西公民館分室	ふじみ野市新田一丁目3番15号
ふじみ野市立大井中央公民館旭分館	ふじみ野市苗間40番地38
ふじみ野市立大井中央公民館大井分館	ふじみ野市大井234番地
ふじみ野市立大井中央公民館苗間分館	ふじみ野市苗間371番地
ふじみ野市立大井中央公民館亀久保分館	ふじみ野市亀久保二丁目14番3号
ふじみ野市立大井中央公民館鶴ヶ岡分館	ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目16番25号
ふじみ野市立大井中央公民館三角分館	ふじみ野市亀久保1748番地3
ふじみ野市立大井中央公民館亀久保西	ふじみ野市亀久保1814番地1

分館	
ふじみ野市立大井中央公民館江川分館	ふじみ野市東久保一丁目23番12号
ふじみ野市立大井中央公民館三保野分館	ふじみ野市苗間585番地100
ふじみ野市立大井中央公民館学園分館	ふじみ野市亀久保1221番地113
ふじみ野市立大井中央公民館武蔵野分館	ふじみ野市大井武蔵野1328番地5
ふじみ野市立大井中央公民館亀居分館	ふじみ野市中央一丁目15番11号
ふじみ野市立大井中央公民館原分館	ふじみ野市大井武蔵野1424番
ふじみ野市立大井中央公民館緑ヶ丘分館	ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目10番1号
ふじみ野市立大井中央公民館八丁分館	ふじみ野市亀久保1683番地100
ふじみ野市立大井中央公民館赤土原分館	ふじみ野市亀久保669番地4
ふじみ野市立大井中央公民館亀久保南分館	ふじみ野市亀久保1145番地24
ふじみ野市立大井中央公民館ふじみ野分館	ふじみ野市ふじみ野二丁目22番2号

別表第2（第9条関係）

単位（円）

公民館名	室名	曜日	区分			
			午前	午後	夜間	全日
			（午前9時から正午まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後6時から午後10時まで）	（午前9時から午後10時まで）
大井中央公民館	視聴覚室		2,400	3,100	4,000	8,500
	調理実習室		1,000	1,300	1,600	3,500
	美術室		700	900	1,100	2,400
	大会議室		1,700	2,200	2,800	6,000
	第1研修室		1,000	1,300	1,600	3,500
	第2研修室		700	900	1,100	2,400
	第3研修室（和室）		1,000	1,300	1,600	3,500
	第2会議室		700	900	1,100	2,400
	展示室		1,000	1,300	1,600	3,500
	手工芸室		700	900	1,100	2,400
	児童室		1,000	1,300	1,600	3,500
	楽屋（和室）	平日	1,200	1,500	1,900	4,100

		土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
	楽屋（洋室）	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
		土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
	リハーサル室	平日	1,500	1,900	2,400	5,200
		土日祝	1,900	2,400	3,100	6,600
	ホール	平日	10,500	13,600	17,600	37,500
		土日祝	13,600	17,600	22,800	48,600
上福岡公民館	ホール①		300	400	500	
	ホール②		300	400	500	
	和室①		150	250	300	
	和室②		150	250	300	
	和室③		150	250	300	
	実習室		400	500	600	
	音楽室		300	400	500	
	学習室		300	400	500	
上福岡西公民館	ギャラリー		200	300	400	
	保育室		200	300	400	
	美術工芸室		500	600	700	
	調理室		500	700	800	
	暗室		100	100	100	
	第1学習室		200	300	400	
	第2学習室		200	300	400	
	集会室		500	700	800	
	第1和室		300	400	500	
	第2和室		400	600	800	
	ホール		700	900	1,100	
	視聴覚室		400	500	600	
	ステージ（楽屋含）		600	700	800	
分室	洋室		150	150	150	
	第1和室		150	150	150	
	第2和室		150	150	150	

附記

- 1 大井中央公民館ホールの利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、規定使用料（楽屋及び附属設備等に係る使用料を除く。）に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

- ア 入場料が 1 0 0 0 円未満のとき 1 0 0 分の 5 0
- イ 入場料が 1 0 0 0 円以上のとき 1 0 0 分の 1 0 0
- 2 大井中央公民館ホールの利用者が、市外居住者の利用又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合は、規定使用料の 1 0 0 分の 1 0 0 を加算した額とする。
- 3 大井中央公民館ホールの利用者が、準備又は練習のためホールを利用する場合は、規定使用料の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額とする。
- 4 大井中央公民館ホールの利用者が、超過時間の使用料は、1 時間につき規定使用料の 1 0 0 分の 3 0 に相当する額とする。3 0 分以上は、1 時間として計算する。